

要 望 活 動 全 体 報 告 書

実 施 日	令和5年5月26日（金）																																													
要 望 者	<p>会津総合開発協議会 役員</p> <p>【1班】</p> <table border="0"> <tr> <td>会 長</td> <td>会津若松市長</td> <td>室井 照平</td> </tr> <tr> <td>副会長</td> <td>西会津町長</td> <td>薄 友喜</td> </tr> <tr> <td>南会津地方部会長</td> <td>下郷町長</td> <td>星 學</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>金山町議長</td> <td>五ノ井義一</td> </tr> </table> <p>【2班】</p> <table border="0"> <tr> <td>副会長</td> <td>喜多方市長</td> <td>遠藤 忠一</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>南会津町長</td> <td>渡部 正義</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>猪苗代町議長</td> <td>渡辺真一郎</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>金山町長</td> <td>押部源二郎</td> </tr> </table> <p>【3班】</p> <table border="0"> <tr> <td>副会長</td> <td>昭和村長</td> <td>舟木 幸一</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>下郷町議長</td> <td>小玉 智和</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>西会津町議長</td> <td>武藤 道廣</td> </tr> </table> <p>【4班】</p> <table border="0"> <tr> <td>副会長</td> <td>只見町長</td> <td>渡部 勇夫</td> </tr> <tr> <td>喜多方地方部会長</td> <td>北塩原村長</td> <td>遠藤 和夫</td> </tr> <tr> <td>理 事</td> <td>喜多方市議長</td> <td>小林 時夫</td> </tr> <tr> <td>監 事</td> <td>会津坂下町議長</td> <td>水野 孝一</td> </tr> </table>	会 長	会津若松市長	室井 照平	副会長	西会津町長	薄 友喜	南会津地方部会長	下郷町長	星 學	理 事	金山町議長	五ノ井義一	副会長	喜多方市長	遠藤 忠一	理 事	南会津町長	渡部 正義	理 事	猪苗代町議長	渡辺真一郎	理 事	金山町長	押部源二郎	副会長	昭和村長	舟木 幸一	理 事	下郷町議長	小玉 智和	理 事	西会津町議長	武藤 道廣	副会長	只見町長	渡部 勇夫	喜多方地方部会長	北塩原村長	遠藤 和夫	理 事	喜多方市議長	小林 時夫	監 事	会津坂下町議長	水野 孝一
会 長	会津若松市長	室井 照平																																												
副会長	西会津町長	薄 友喜																																												
南会津地方部会長	下郷町長	星 學																																												
理 事	金山町議長	五ノ井義一																																												
副会長	喜多方市長	遠藤 忠一																																												
理 事	南会津町長	渡部 正義																																												
理 事	猪苗代町議長	渡辺真一郎																																												
理 事	金山町長	押部源二郎																																												
副会長	昭和村長	舟木 幸一																																												
理 事	下郷町議長	小玉 智和																																												
理 事	西会津町議長	武藤 道廣																																												
副会長	只見町長	渡部 勇夫																																												
喜多方地方部会長	北塩原村長	遠藤 和夫																																												
理 事	喜多方市議長	小林 時夫																																												
監 事	会津坂下町議長	水野 孝一																																												
要 望 先	<p>本省庁要望活動 ※班内は要望実施順</p> <p>【1班】 総務省、国土交通省、顧問国会議員事務所</p> <p>【2班】 農林水産省（林野庁含む）、経済産業省、顧問国会議員事務所</p> <p>【3班】 財務省、復興庁、顧問国会議員事務所</p> <p>【4班】 環境省、厚生労働省、顧問国会議員事務所</p> <p>※菅家一郎衆議院議員及び秘書様、上杉謙太郎衆議院議員及び秘書様、吉野正芳衆議院議員秘書様、星北斗参議院議員秘書様に御案内、御協力をいただきました。</p>																																													
要 望 事 項	<p>「会津を拓く重点要望事項」より項目選定</p> <p>(総務省)</p> <p>① 地方財源の充実と確保について</p> <p>(国土交通省)</p> <p>① 磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について</p> <p>② 高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について</p> <p>③ 地方財源の充実と確保について</p> <p>④ 道路の整備促進について</p> <p>⑤ 八十里越（国道289号）の整備促進について</p> <p>⑥ 社会資本総合整備事業の充実について</p>																																													

(農林水産省)

- ① 農業の振興について
- ② 森林の整備と林業の振興について
- ③ 国営かんがい排水事業等の整備促進について
- ④ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策について
- ⑤ 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ⑥ 鳥獣被害対策に係る支援について

(経済産業省)

- ① 再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について
- ② 企業誘致支援と金融対策支援について
- ③ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

(財務省)

- ① 地方財源の充実と確保について
- ② 道路の整備促進について
- ③ 社会資本総合整備事業の充実について
- ④ 企業誘致支援と金融対策支援について
- ⑤ 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

(復興庁)

- ① 原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について
- ② 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ③ 企業誘致支援と金融対策支援について

(環境省)

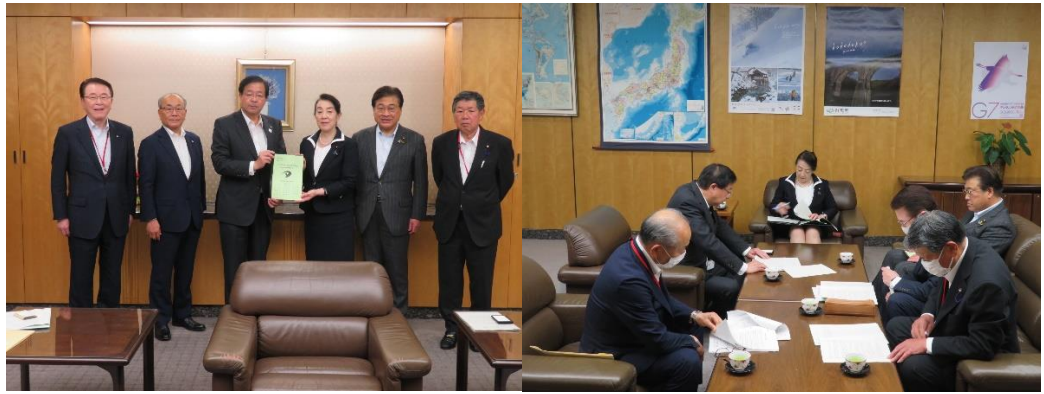
- ① 鳥獣被害対策に係る支援について
- ② 森林の整備と林業の振興について

(厚生労働省)

- ① 福祉分野(医療・介護・保育)における処遇改善及び人材養成・確保について
- ② 野生きのこ等の出荷制限解除について
- ③ 鳥獣被害対策に係る支援について

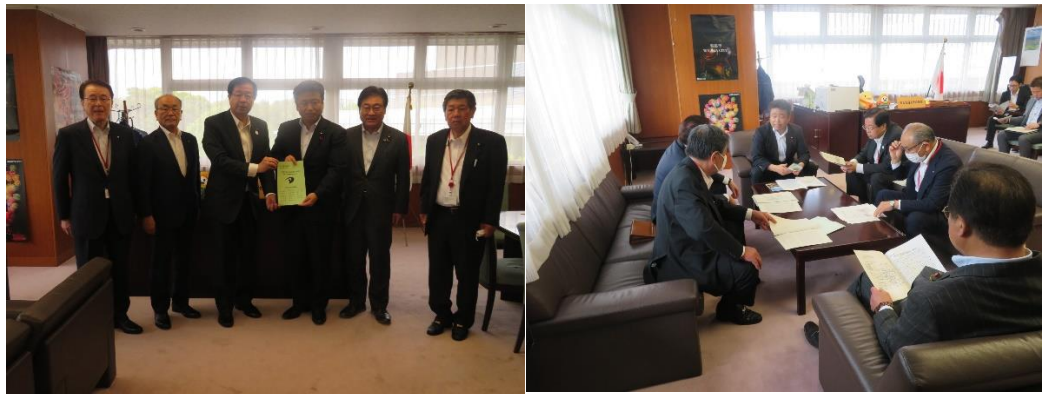
【1班】

○総務省



尾身 朝子 副大臣へ要望書を提出しました。

○国土交通省



要望の様子

西田 昭二 政務官 へ要望書を提出しました。

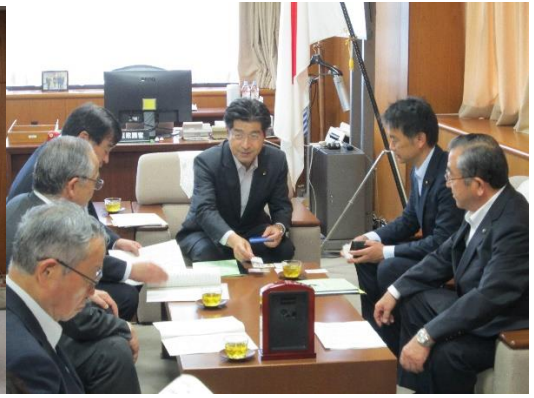
【2班】

○農林水産省（林野庁含）



野中 厚 副大臣 に要望書を提出しました。

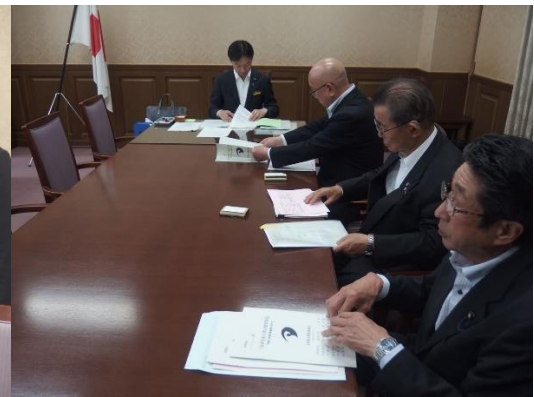
○経済産業省



里見 隆治 政務官 に要望書を提出しました。

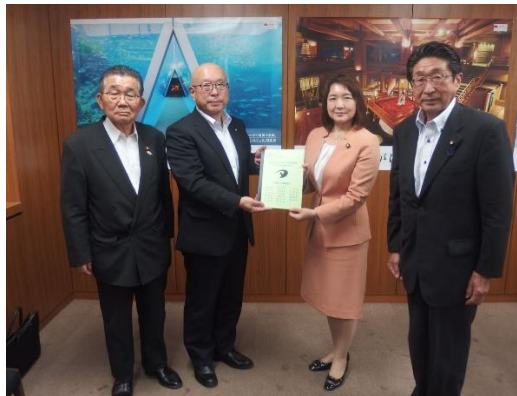
【3班】

○財務省



宮本 周司 政務官 に要望書を提出しました。

○復興庁



竹谷 とし子 副大臣に要望書を提出しました。

【4班】

○環境省



奥田 直久 自然環境局長 に要望書を提出しました。

○厚生労働省



伊佐 進一 副大臣 に要望書を提出しました。

【顧問国会議員要望】

各班にて衆議院第1・第2議員会館及び参議院議員会館内の顧問国会議員事務所を訪問し、要望書を提出しました。

(総務省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 小 林 時 夫

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 小 玉 智 和

檜枝岐村長 星 明 彦

檜枝岐村議会議長 星 松 夫

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 大 塚 純一郎

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 前 後 公

猪苗代町議会議長 渡 辺 真一郎

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 武 藤 道 廣

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一

湯川村長 三 澤 豊 隆

湯川村議会議長 小 野 澄 雄

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 青 木 喜 章

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 舟 木 幸 一

昭和村議会議長 馬 場 政 之

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 横 山 知世志

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
----------------------	---

最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰は、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、急激な社会・経済情勢の変動にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少によって財政基盤が不安定化しないよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高騰の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、その中においても、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかには、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

特定空き家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 各種事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新・整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと。

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで影響を受けてきた住民生活や地域経済の活性化に向けた取組を講じていくことが必要であることから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する財政負担はもとより、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、感染拡大に伴い大きな影響を受けた地域経済を回復するための各施策等に対し、確実に財政措置を講じること。

8 原油高騰・物価高騰対策に係る財政措置について

ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、物価高騰等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施できるよう、原油高騰・物価高騰対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

9 過疎対策事業債の拡充並びに緊急防災・減災事業債の延長について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

また、豪雨・台風災害など、近年、災害が頻発し激甚化する中において、消防・防災力を強化するために充当することができる「緊急防災・減災事業債」は、事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

(国土交通省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室 井 照 平

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

喜多方市長 遠 藤 忠 一

喜多方市議会議長 小 林 時 夫

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 小 玉 智 和

檜枝岐村長 星 明 彦

檜枝岐村議会議長 星 松 夫

只見町長 渡 部 勇 夫

只見町議会議長 大 塚 純一郎

磐梯町長 佐 藤 淳 一

磐梯町議会議長 鈴 木 久 一

猪苗代町長 前 後 公

猪苗代町議会議長 渡 辺 真一郎

北塩原村長 遠 藤 和 夫

北塩原村議会議長 五十嵐 善 清

西会津町長 薄 友 喜

西会津町議会議長 武 藤 道 廣

会津坂下町長 古 川 庄 平

会津坂下町議会議長 水 野 孝 一

湯川村長 三 澤 豊 隆

湯川村議会議長 小 野 澄 雄

柳津町長 小 林 功

柳津町議会議長 齋 藤 正 志

三島町長 矢 澤 源 成

三島町議会議長 青 木 喜 章

金山町長 押 部 源二郎

金山町議会議長 五ノ井 義 一

昭和村長 舟 木 幸 一

昭和村議会議長 馬 場 政 之

会津美里町長 杉 山 純 一

会津美里町議会議長 横 山 知世志

南会津町長 渡 部 正 義

南会津町議会議長 山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
地方財源の充実と確保について	5

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	6
八十里越（国道289号）の整備促進について	7
社会資本総合整備事業の充実について	9

最重点要望事項

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長212.7km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

また、平成16年に発生した新潟中越地震においては迂回路として、平成23年の東日本大震災においては緊急交通路に指定されるなど、重要な物流経路であります。

しかしながら、現在、会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、更には大規模災害時の緊急応急対策等における課題が顕在化しています。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松IC～安田IC間のうち、令和2年3月に会津坂下IC～西会津IC（7.1km）間及び西会津IC～津川IC（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下IC～西会津IC（1.7km）間及び三川IC～安田IC（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところであります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松ICから安田IC間のうち、事業化区間となった「会津坂下ICから安田IC間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田ICから新潟中央JCT間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

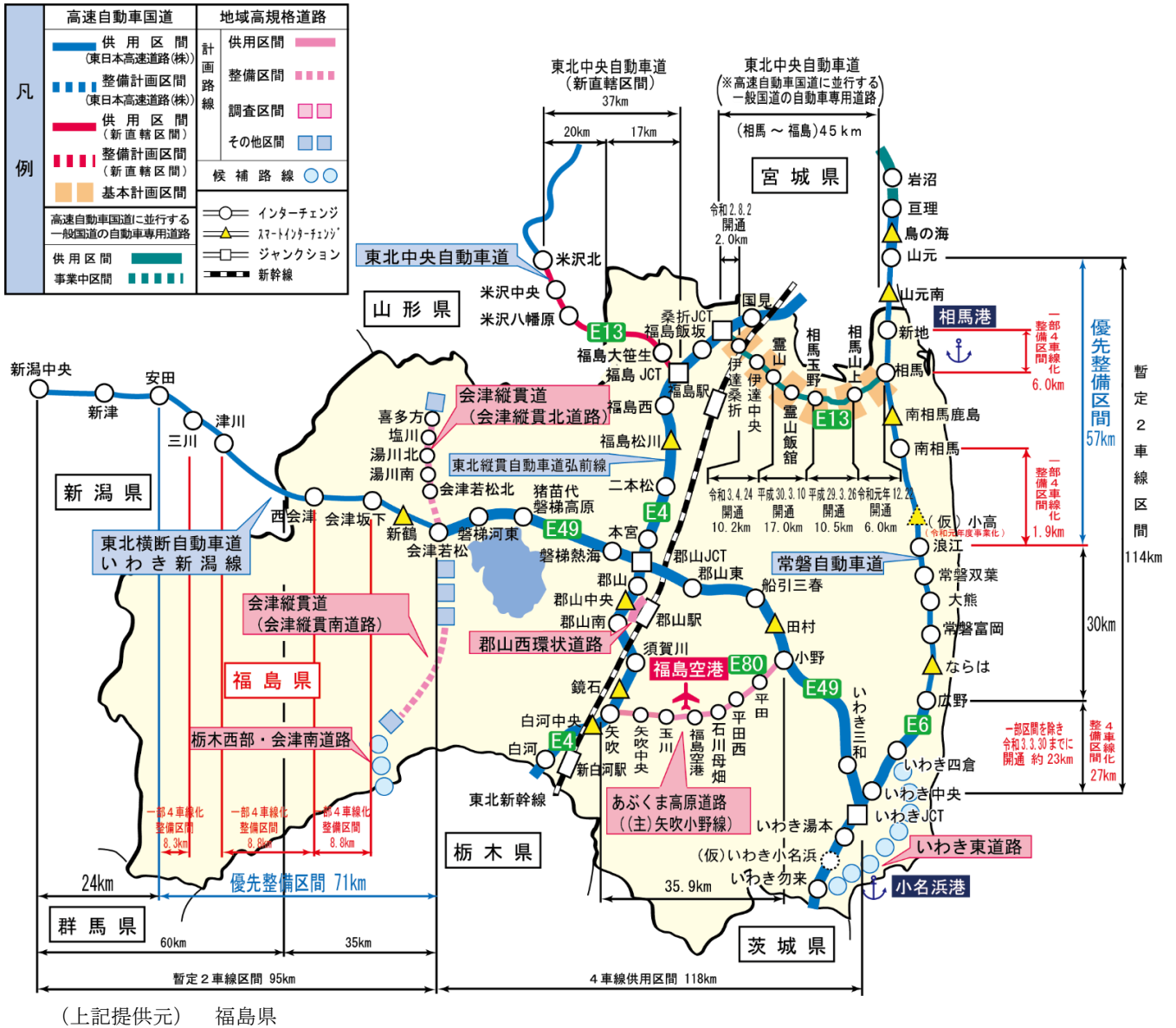
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



最重点要望事項

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成 27 年 9 月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道 118 号・121 号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側 1 車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道 118 号・121 号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興・創生を目的とした「第 2 期福島県復興計画」においては復興の基盤となる道路として、また、「ふくしま道づくりプラン」「福島県新広域道路交通計画」においては人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。それぞれの計画に基づき災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

このような中、国から会津縦貫南道路 4 工区・湯野上バイパス（約 8.3 km）の令和 7 年度での開通見通しが公表されており今後、移動時間のさらなる短縮が可能となることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和 2 年 2 月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第 3 次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた 3 本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の小沼崎バイパス（4工区）及び下郷田島バイパス（5工区）並びに国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月1日に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

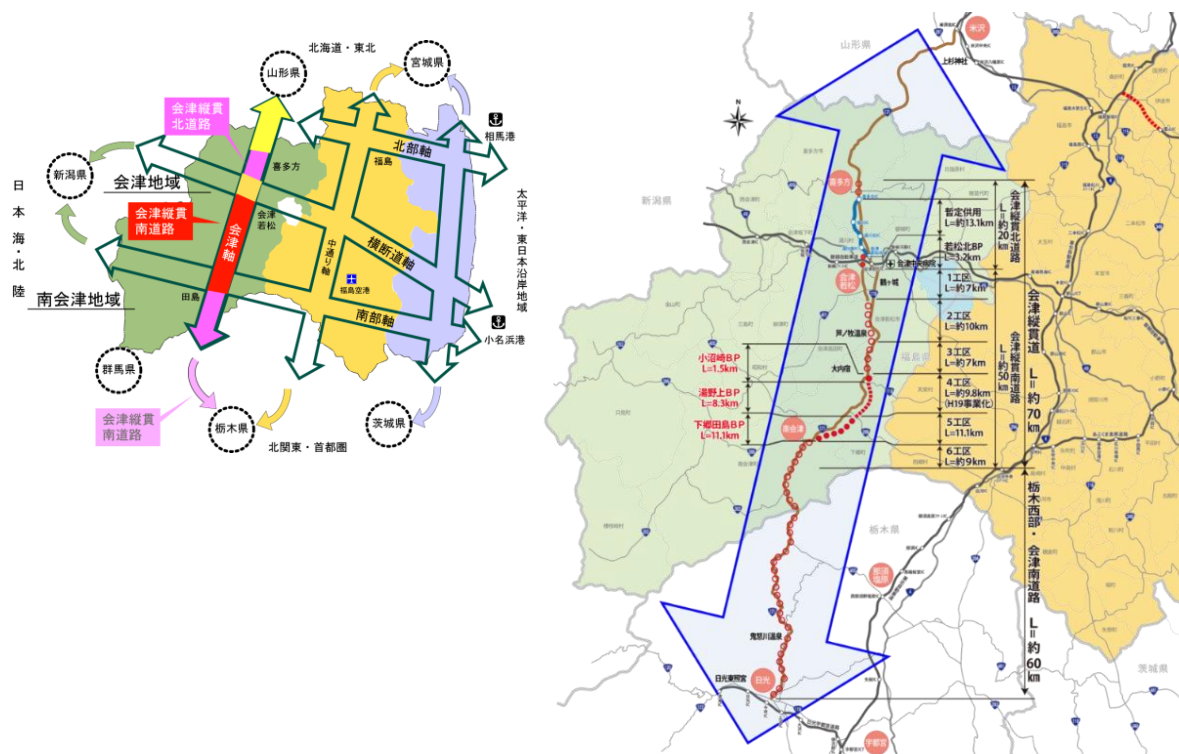
3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

○高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰は、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、急激な社会・経済情勢の変動にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

2 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

特定空き家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる分野で住民の生活に深刻な影響が発生していることから、収束後の官民を挙げた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月3日からの大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月3日からの大雨等により被災した「大峠道路」の早期復旧に向けて、財源等も含めた対策を講じること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国道 289 号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの部分であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ78分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が1時間圏域となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

八十里越の通行不能区間を早期に解消し、国道 289 号の全線開通を図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

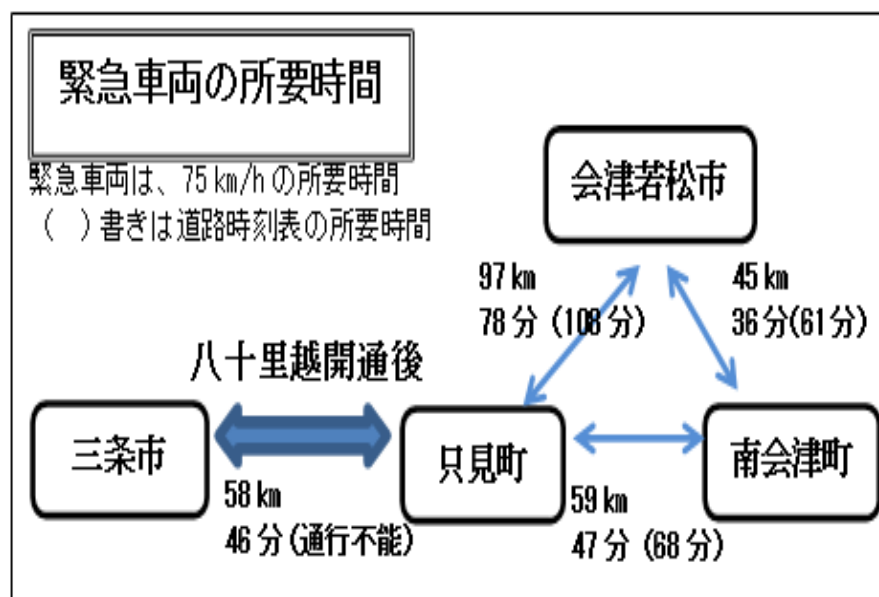
近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を促進すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(新潟県 HP より転載)



社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、社会資本総合整備事業における予算確保に努めること。

2 事業採択について

事業採択においては、事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、防災・減災、国土強靱化のための「5か年加速化対策」の予算を確保するとともに、着実に実施すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和6年度以降も制度構築や予算を確保すること。

(農林水産省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

農業の振興について	1
森林の整備と林業の振興について	5
国営かんがい排水事業等の整備促進について	7

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	8
野生きのこ等の出荷制限解除について	9
鳥獣被害対策に係る支援について	10

農業の振興について

農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する主食用米の需要減少によって、コロナ禍前と比べ全国的に米価が下落しており、今後も人口減少等による需要減少傾向が継続すると見込まれ、米価下落が地域経済に深刻な影響を与えるだけでなく、稲作農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。
- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や米価下落等に対する収入保険制度やナラシ対策などセーフティネットの充実を図ること。

(3) 令和6年度以降の飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。

また、飼料用米に係る「ふるい下米」の取扱いについては、令和5年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象から除く運用となることから、水稻に係る需給状況や現場の実態を踏まえて、従前の運用継続に向けた再検討を行うこと。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、令和6年度以降も水田を畑地化して畑作物の本作化に向けた支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

(1) ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や輸入粗飼料等の農業生産資材の高騰に対応した新たなセーフティネット制度の創設を図ること。また、配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。

(2) 農業生産資材費全般の高騰の影響を受けている稲作農家の再生産確保に向けた支援として、肥料だけではなく生産資材全般の購入に対する助成制度を継続するとともに、生産者が各種制度を有効に活用できるよう、要件緩和や補償範囲の拡大など制度充実を行うこと。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食糧の安定供給や農業生産性の向上の観点からは、ほ場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であり、地元からの期待も非常に大きく、今後も共同活動や長寿命化活動の増加が見込まれることから、本交付金の事業を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者育成総合対策について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保し、より多くの新規就農者が活用できるよう制度の安定化を図ること。
- (2) 令和5年度から「実質化された人・農地プラン」が「地域計画」に変更され、当該計画への位置付けが事業採択の要件になるものと推測されるが、地域計画の策定が困難な集落での就農希望者もいることから、上記採択要件の緩和措置を講じること。
- (3) 新規就農者育成総合対策経営発展支援事業について、過年度に経営を開始した認定新規就農者も対象となるよう検討すること。

10 地域農業を支える担い手への支援について

地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

1.1 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、新たな整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

については、国補助事業の採択にあたり、地域の実状に即し施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

1.2 「地域計画」の策定に向けた取組について

- (1) 農業上の利用を行う農用地等の区域全てについて、令和6年度末までに「地域計画」を策定することが求められているが、その基礎となる「実質化された人・農地プラン」が未作成の地域も多く、市町村によって集落数や実情も様々であることから、策定期限の延長を検討すること。
- (2) 「地域計画」においては、将来、農地を利用する者として、これまでの「人・農地プラン」の中心経営体に加え、継続的に農地利用を行う中小規模の経営体や農業を副業的に営む経営体等の位置付けも可能となるが、これらの多様な経営体を将来の地域の担い手として育成し、農地集積・集約化に結び付けられるよう支援策を講じること。
- (3) 「地域計画」の円滑な策定に資するため、優良事例の収集・共有や策定が困難な地域への対応等、策定に向けた支援の充実を図ること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、国は新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があり、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

3 治山対策事業の推進について

会津地域の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

令和4年8月3日からの大雨時には、既設治山ダムを越えて土砂が流出し、生活道路や農地等に流れ込むなど、住民の生活を脅かす事態が発生した。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸の侵食防止や山脚の固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂が流入するなど治山機能の低下が懸念される。

気候変動による災害が激甚化・頻発化している状況下において、地域住民の安全・安心な生活を確保するためにも早急な対策が必要であることから、治山ダムについて既存施設の点検を実施するとともに、点検結果に基づいた整備促進を図るなど、機能の維持・強化に努めること。

「強い産業基盤」を確立するための要望

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和 48 年度から平成 3 年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和 52 年から平成 5 年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区(平成 27 年度から令和 6 年度予定)」及び「会津北部地区（平成 28 年度から令和 6 年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」の計画的な事業促進と、令和 6 年度事業実施に必要な予算を確実に確保すること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から 10 年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、ALPS 処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和 4 年 1 2 月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第 5 次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

農林畜産業について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和3年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこ等の出荷制限解除について

マツタケについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるよう制度が改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

また、検査体制の構築にあたっては、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和6年度以降も継続すること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約5割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

また、イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか地域住民や観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

イノシシ及びニホンジカの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許取得等を希望する者の支援をすると共に、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と早期の交付決定について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、鳥獣被害防止総合対策交付金について要望額どおりの交付及び早期の交付決定を実施すること。

5 森林整備の充実強化について

人との生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣対策の観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施し、鳥獣の生息場所や移動経路となることの防止に努めること。

6 野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限等の解除条件の見直しについて

本県の野生鳥獣肉（ジビエ）は、県域を原則として、出荷制限等が継続している。原子力災害対策本部により「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の見直しを行っているが、更なる検証を行い、解除区域及び条件の検討を行うこと。

7 捕獲報奨金制度の支援強化について

原発事故に伴う野生鳥獣肉（ジビエ）に関する出荷・消費等の制限などの本県特有の事情により、捕獲した鳥獣の食肉利用の観点では、他県に比して圧倒的に不利な状況下にあるため、捕獲従事者の捕獲意欲の低下が発生しないよう、制限が解除されるまでの間、県内市町村に対する例外的な捕獲報奨金の上乗せ制度等を創設し、他県の捕獲従事者の受益状況との格差是正を図ること。

(経済産業省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長 室井照平

会津若松市議会議長 清川雅史

喜多方市長 遠藤忠一

喜多方市議会議長 小林時夫

下郷町長 星 學

下郷町議会議長 小玉智和

檜枝岐村長 星 明彦

檜枝岐村議会議長 星 松夫

只見町長 渡部勇夫

只見町議会議長 大塚純一郎

磐梯町長 佐藤淳一

磐梯町議会議長 鈴木久一

猪苗代町長 前後 公

猪苗代町議会議長 渡辺真一郎

北塩原村長 遠藤和夫

北塩原村議会議長 五十嵐善清

西会津町長 薄 友喜

西会津町議会議長 武藤道廣

会津坂下町長 古川庄平

会津坂下町議会議長 水野孝一

湯川村長 三澤豊隆

湯川村議会議長 小野澄雄

柳津町長 小林 功

柳津町議会議長 齋藤正志

三島町長 矢澤源成

三島町議会議長 青木喜章

金山町長 押部源二郎

金山町議会議長 五ノ井義一

昭和村長 舟木幸一

昭和村議会議長 馬場政之

会津美里町長 杉山純一

会津美里町議会議長 横山知世志

南会津町長 渡部正義

南会津町議会議長 山内 政

目 次

【重点要望事項】

「強い産業基盤」を確立するための要望

再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について	1
企業誘致支援と金融対策支援について	3

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について	4
----------------------------------	---

再生可能エネルギー発電事業に係る 系統増強のための支援について

政府は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、福島県においては、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を掲げるなど、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーに係る取組は、地球温暖化防止やエネルギーの自給率向上に欠かせないだけでなく、雇用や経済循環の創出など、地域の振興や活性化の観点からも大変重要な事業となっています。

このような中、会津地方においては現在、系統への接続のためのアクセス線の敷設等に莫大な費用が必要となるため、建設計画の断念や延期を余儀なくされているとの声が寄せられており、地域への再生可能エネルギー導入が進まない状況にあります。

また、会津地方においては、現在、ごみ焼却処理施設の新たな整備を進めている一部事務組合があり、当該施設整備は国の「循環型社会形成推進交付金」の対象とされている一方で、電気事業者による系統連系の一連の手続・プロセスに時間を要するほか、費用負担の算定が困難となることなどが円滑な事業進捗を阻害する要因となっております。

つきましては、会津地方においてエネルギーの地産地消による地方創生を図り、さらに2050年までにカーボンニュートラルを達成することは重要な責務であると捉えていることから、再生可能エネルギー導入のための環境整備として系統の運用に関し、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 系統の増強推進、費用負担に係る財政支援等について
 - (1) 系統連系に必要となる系統の容量確保のため、系統増強を国や県が主導して推進すること。
 - (2) 系統連系に必要となる発電事業者及び一般送配電事業者が負担すべき費用に対する財政支援を行うこと。

2 系統運用の合理化について

再生可能エネルギーの優先的な接続を推進するとともに、「日本版コネクト&マネージ」の推進により、より多くの再生可能エネルギーが系統に接続できるような制度とすること。

また、令和4年度より開始された配電事業ライセンス制度については、配電事業を行おうとする事業者への技術的、財政的支援を行うとともに、一般送配電事業者への指導等、配電事業が円滑に行われる環境整備を行うこと。

3 廃棄物処理施設整備に係る系統連系のための施策について

財政状況が厳しい地方自治体において、ごみ焼却処理施設の整備を進めるためには、発電による売電収入を財源とした収支計画を立て、なおかつ「循環型社会形成推進交付金」を活用することが必要となっている。

については、住民生活に不可欠のインフラであるごみ焼却施設の整備を円滑に進めるとともに、再生可能エネルギーの事業化を推進するため、地方自治体が整備する系統連系については、事業の実施決定や予算措置等を円滑に行えるよう制度改善を行うこと。

特に、ごみ焼却施設の整備を含む公共施設の整備にあたっては、優先的に系統連系ができるよう、早急に国としての施策を講じること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策等について

東日本大震災、原子力発電所事故から 10 年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、ALPS 処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和 4 年 1 2 月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第 5 次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第 5 次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

(財務省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

（ 市町村長 ）

（ 市町村議会議長 ）

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【最重点要望事項】

地方財源の充実と確保について	1
----------------	---

【重点要望事項】

「国土の強靱化」を推進するための要望

道路の整備促進について	4
-------------	---

社会資本総合整備事業の充実について	5
-------------------	---

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	6
-------------------	---

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	7
-----------------------	---

最重点要望事項

地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰は、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、急激な社会・経済情勢の変動にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少によって財政基盤が不安定化しないよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高騰の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、その中においても、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかにあっては、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について

特定空き家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 各種事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新・整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適債性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと。

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで影響を受けてきた住民生活や地域経済の活性化に向けた取組を講じていくことが必要であることから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する財政負担はもとより、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、感染拡大に伴い大きな影響を受けた地域経済を回復するための各施策等に対し、確実に財政措置を講じること。

8 原油高騰・物価高騰対策に係る財政措置について

ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、物価高騰等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施できるよう、原油高騰・物価高騰対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

9 過疎対策事業債の拡充並びに緊急防災・減災事業債の延長について

過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。

また、豪雨・台風災害など、近年、災害が頻発し激甚化する中において、消防・防災力を強化するために充当することができる「緊急防災・減災事業債」は、事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる分野で住民の生活に深刻な影響が発生していることから、収束後の官民を挙げた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月3日から的大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

道路整備財源の確保について

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

「国土の強靱化」を推進するための要望

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、社会資本総合整備事業における予算確保に努めること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から10年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのようには思われております。

しかしながら、ALPS処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和4年12月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第5次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産品を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

(復興庁)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	1
野生きのこ等の出荷制限解除について	3

「強い産業基盤」を確立するための要望

企業誘致支援と金融対策支援について	4
-------------------	---

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から 10 年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、ALPS 処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和 4 年 1 2 月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第 5 次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第 5 次追補について

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産品を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

4 農林畜産物の販売促進支援について

農林畜産物について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

5 観光への支援について

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいない。

特に、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実情の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和3年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこ等の出荷制限解除について

マツタケについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるよう制度が改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

また、検査体制の構築にあたっては、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和6年度以降も継続すること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

(環境省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

鳥獣被害対策に係る支援について 1

「強い産業基盤」を確立するための要望

森林の整備と林業の振興について 3

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約5割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について

ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

また、イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか地域住民や観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について

イノシシ及びニホンジカの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許取得等を希望する者の支援をすると共に、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 国立公園内の刈り払いについて

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と早期の交付決定について

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、鳥獣被害防止総合対策交付金について要望額どおりの交付及び早期の交付決定を実施すること。

6 森林整備の充実強化について

人との生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣対策の観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施し、鳥獣の生息場所や移動経路となることの防止に努めること。

7 河川の刈り払いについて

ツキノワグマやイノシシなどの人的被害の危険性の高い大型野生鳥獣が、河川を移動経路として市街地等の人口密集地に出没した事例があることから、河川に繁茂する樹木や背丈が高い雑草の適切な刈払いを、計画的かつ継続的に実施すること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、国は新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

2 国産材の利用促進について

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

(厚生労働省)

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会 長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

【重点要望事項】

「社会保障制度」の充実・強化のための要望

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び

人材養成・確保について 1

「暮らしの安心・地域活性化」を創出するための要望

野生きのこ等の出荷制限解除について 3

鳥獣被害対策に係る支援について 4

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び 人材養成・確保について

少子・高齢化の進行等により、ますます福祉分野（医療・介護・保育）に対するニーズの増大・多様化が見込まれます。その増大・多様化するサービスを利用者本位の質の高い各種サービスとして提供するためには、医療・介護・保育の現場で働く、看護師・介護福祉士・保育士などの人材の養成と確保が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症対応に関し、看護師などの医療関係者や、介護職員、保育士などのエッセンシャルワーカーの勤務はこれまで以上に過酷なものとなっています。

この状況に対しては、一定程度の賃金水準の引き上げが行われることとなった一方で、これら福祉分野の職場を取り巻く環境は非常に厳しく、新規就学者の減少や高い離職率と相まって常態的に求人募集が生じており、ニーズに的確に対応できる人材の養成と安定的な確保が喫緊の課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 福祉分野（医療・介護・保育）におけるエッセンシャルワーカーの処遇改善と財源の確保について
 - (1) 看護職員の処遇改善については、令和4年10月以降は診療報酬で対応することとされました。

そのため、診療報酬改定で対応した場合、国民健康保険の保険者及び被保険者に更なる負担を求めることとなることから、両者の財政負担軽減が図られるよう国の責任において国が負担すること。
 - (2) 介護職員の処遇改善・給与水準等の全体的な引き上げを図ること。

なお、処遇改善・給与水準等の引き上げ分については、介護保険料、介護サービス利用料の負担増とならないよう国の責任において国が負担すること。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格が改定され賃金が引き上げされたところであるが、公定価格の見直しに係る賃金引き上げ上乗せ分については、地方の負担とならないよう、国の責任において国が負担すること。

2 福祉分野（医療・介護・保育）における人材の養成と確保への対策として、下記事項に取り組むこと。

- (1) 専門学校等福祉分野への就学援助、及び就職後における研修等の機会の確保並びに費用負担による支援を図ること。
- (2) 若年層から魅力ある仕事として評価され、選択されるために、中学校及び高校などの授業で福祉の必要性を取り上げ、地域福祉を支えることのやりがいや誇りなどを感じられる機会を設けること。
- (3) 就職後における離職を防止するため、就職前に雇用者と求職者との相互理解がなされるよう、公共職業安定所においてマッチングの徹底に努めること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和3年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業であります。

つきましては、原子力発電所事故前の状態に戻すための取組として、下記の事項を要望いたします。

記

1 野生きのこ等の出荷制限解除について

マツタケについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるよう制度が改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

また、検査体制の構築にあたっては、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約5割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

本県の野生鳥獣肉（ジビエ）は、県域を原則として、出荷制限等が継続している。原子力災害対策本部により「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の見直しを行っているが、更なる検証を行い、解除区域及び条件の検討を行うこと。

会津総合開発協議会 顧問

様

「会津を拓く重点要望事項」


令和6年度予算確保に向けて



会津総合開発協議会

【構成市町村】

会津若松市	猪苗代町	三島町
喜多方市	北塩原村	金山町
下郷町	西会津町	昭和村
檜枝岐村	会津坂下町	会津美里町
只見町	湯川村	南会津町
磐梯町	柳津町	

表紙の「」は昭和47年公募により制定された会津総合開発協議会のシンボルマークです。

会津総合開発協議会は、誇りうる郷土会津の輝ける明日を拓くため、「会津はひとつ」の理念のもと、昭和38年に当時の全会津28市町村が集結し結成した団体です。これからも、郷土愛と地域開発へのあふれる情熱、そして各市町村の強固な結束力を糧として、郷土の発展を願い活動してまいります。

要 望 書

会津地方の振興につきましては、日頃より特段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

豊かな自然と歴史、文化に恵まれた会津地方は、全国有数の観光地であるとともに、高速交通時代に対応した磐越自動車道や会津縦貫北道路、そして日本で最初のコンピュータ理工学を専門とする会津大学など、先人たちが築きあげてきた貴重な財産があります。

一方、会津地方においては、少子化・高齢化が加速度的に進行しており、社会保障費の増大や地域社会の活力の低下のほか、依然として継続している原子力発電所事故の風評被害や、近年多発する激甚災害への対応など地域課題が山積し、さらには、新型コロナウイルス感染症を契機として社会全体が大きく変化している中、「低炭素・循環型社会」の実現に向けた再生可能エネルギーや水素関連産業の取組など、会津地方においても「アフターコロナ」を見据えた新たな視点で自らを改革していく必要があります。

このような中、当地方にとって明るい兆しとして、豪雨災害により不通区間が生じていたJR只見線が令和4年10月に全線再開通したことに加え、同じく令和5年4月1日にはJR磐越西線の全線再開通を迎えられました。

引き続き、住民が安全・安心に暮らせる生活基盤を整備するとともに、地域資源を活かした活力ある産業を創出し、豊かで美しい自然や伝統文化の継承を通して魅力ある地域社会を実現するためには、市町村はもとより、国県をはじめとする関係機関、さらには地域住民との連携・協力のもと、多種多様な施策の展開が求められております。

つきましては、各種施策の実行と予算の確保にあたり、特段のご支援、ご高配を賜りますよう、全会津17市町村の首長並びに議会議長により組織する会津総合開発協議会として強く要望するものであります。

令和5年5月26日

会 津 総 合 開 発 協 議 会

会長 会津若松市長 室 井 照 平

会津総合開発協議会 会員名簿

(市町村長)

(市町村議会議長)

会津若松市長	室 井 照 平	会津若松市議会議長	清 川 雅 史
喜多方市長	遠 藤 忠 一	喜多方市議会議長	小 林 時 夫
下郷町長	星 學	下郷町議会議長	小 玉 智 和
檜枝岐村長	星 明 彦	檜枝岐村議会議長	星 松 夫
只見町長	渡 部 勇 夫	只見町議会議長	大 塚 純一郎
磐梯町長	佐 藤 淳 一	磐梯町議会議長	鈴 木 久 一
猪苗代町長	前 後 公	猪苗代町議会議長	渡 辺 真一郎
北塩原村長	遠 藤 和 夫	北塩原村議会議長	五十嵐 善 清
西会津町長	薄 友 喜	西会津町議会議長	武 藤 道 廣
会津坂下町長	古 川 庄 平	会津坂下町議会議長	水 野 孝 一
湯川村長	三 澤 豊 隆	湯川村議会議長	小 野 澄 雄
柳津町長	小 林 功	柳津町議会議長	齋 藤 正 志
三島町長	矢 澤 源 成	三島町議会議長	青 木 喜 章
金山町長	押 部 源二郎	金山町議会議長	五ノ井 義 一
昭和村長	舟 木 幸 一	昭和村議会議長	馬 場 政 之
会津美里町長	杉 山 純 一	会津美里町議会議長	横 山 知世志
南会津町長	渡 部 正 義	南会津町議会議長	山 内 政

目 次

(国土交通省への要望事項)

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について	1
高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」の整備促進について	3
八十里越(国道289号)の整備促進について	5

(総務省、財務省及び国土交通省への要望事項)

地方財源の充実と確保について	7
----------------	---

(国土交通省及び財務省への要望事項)

道路の整備促進について	10
社会資本総合整備事業の充実について	11

(経済産業省、復興庁、農林水産省及び財務省への要望事項)

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について	12
-----------------------	----

(経済産業省、復興庁及び財務省への要望事項)

企業誘致支援と金融対策支援について	14
-------------------	----

(農林水産省への要望事項)

農業の振興について	15
国営かんがい排水事業等の整備促進について	18

(農林水産省及び環境省への要望事項)

森林の整備と林業の振興について	19
-----------------	----

(農林水産省、厚生労働省及び環境省への要望事項)

鳥獣被害対策に係る支援について	21
-----------------	----

(復興庁、厚生労働省及び農林水産省への要望事項)

野生きのこ等の出荷制限解除について	23
-------------------	----

(厚生労働省への要望事項)

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善及び人材養成・確保について 24

(経済産業省への要望事項)

再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について 26

磐越自動車道の完全4車線化の早期実現等について

磐越自動車道（延長212.7km）は、福島県と新潟県を結ぶ高速交通の大動脈であり、福島県内で常磐自動車道と東北自動車道に接続し、新潟県内で北陸自動車道と日本海東北自動車道と接続することで、広域ネットワークを形成し、東北地方の経済・産業・文化等の発展に大変重要な役割を果たしています。

また、平成16年に発生した新潟中越地震においては迂回路として、平成23年の東日本大震災においては緊急交通路に指定されるなど、重要な物流経路であります。

しかしながら、現在、会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間では、中央分離帯の無い暫定2車線の区間が多く、死亡事故が発生するなど安全性や走行性、更には大規模災害時の緊急応急対策等における課題が顕在化しています。

このような中、令和元年9月に4車線化の優先整備区間として選定された会津若松IC～安田IC間のうち、令和2年3月に会津坂下IC～西会津IC（7.1km）間及び西会津IC～津川IC（8.8km）間、令和3年3月に会津坂下IC～西会津IC（1.7km）間及び三川IC～安田IC（3.2km）間の4車線化について、国土交通大臣からNEXCOへ事業許可が行われ整備の加速化が図られたところであります。

この区間が4車線化されることにより、安全性の向上や通行止めの抑制、規制速度の見直し（毎時70kmから毎時80km）による走行時間の短縮など大きな効果が期待されます。

つきましては、会津地方が日本海側と4車線の高速道路という大動脈で結ばれることは、当地方の発展に不可欠であり、また、国土強靱化法の理念に合致する災害時の補完道路としての機能も強化されることから、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 磐越自動車道の完全4車線化と工事着工について

社会資本整備審議会において暫定2車線の課題として示された時間信頼性の確保、事故防止の観点及びネットワークの代替性確保の観点並びに大規模災害時の早期復旧の観点から、暫定2車線区間である会津若松IC～新潟中央JCT（95.2km）間を、早期に完全4車線化すること。

特に、4車線化優先整備区間に選定された会津若松ICから安田IC間のうち、事業化区間となった「会津坂下ICから安田IC間」の早期着工と完成を図ること。

また、安田ICから新潟中央JCT間についても、優先整備区間へ格上げし、早期に4車線化の整備を図ること。

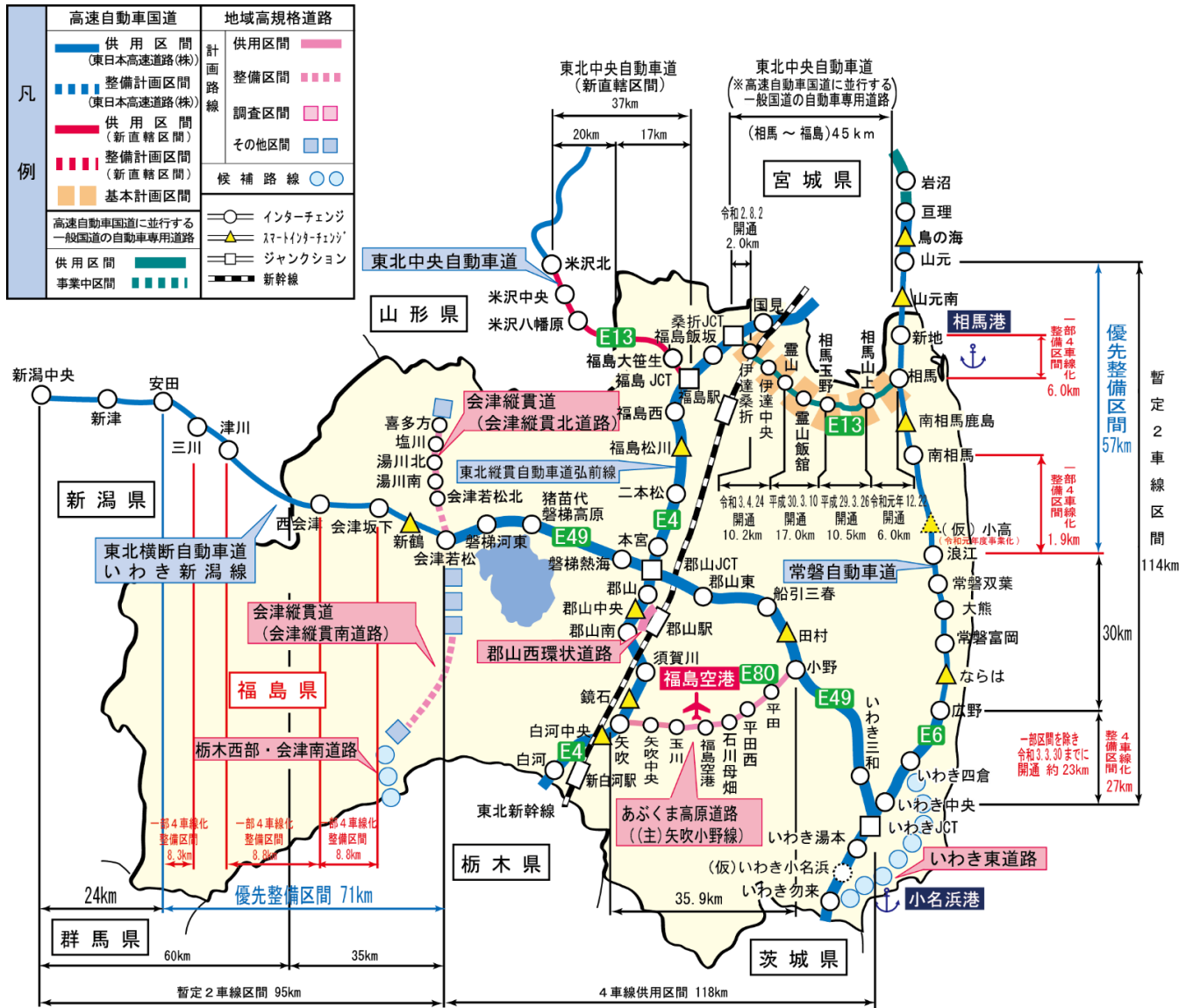
2 付加車線の先行設置対応について

完全4車線化されるまでは、暫定2車線区間は渋滞が生じやすいことから、渋滞緩和のための付加車線を先行して設置を図ること。

3 会津地方への観光支援について

東日本高速道路株式会社で展開している「ETC周遊割引プラン」において、首都圏から会津地方への利用を促す割引プランを創設し、会津地方への誘客と観光振興の支援に努めること。

○磐越自動車道4車線化必要区間



(上記提供元) 福島県

最重点要望事項（国土交通省）

高規格道路「会津縦貫道」及び 「栃木西部・会津南道路」の整備促進について

高規格道路「会津縦貫道」（会津縦貫北道路、会津縦貫南道路）は、東北地方と関東地方を結ぶ重要な路線として、太平洋と日本海を結ぶ磐越自動車道と連携することにより、地域振興はもとより、新たな物流経路として大いに期待され、早期の全線供用開始が切望される極めて重要な道路であります。

会津縦貫北道路は平成 27 年 9 月に開通し、会津若松市・喜多方市間の移動時間が大幅に短縮され、観光振興だけでなく、救急搬送においても大きな効果を生み出しています。

一方、会津若松市以南の地域においては、一般国道 118 号・121 号が地域を縦貫する主要道路となっており、その大半は片側 1 車線の対面通行であることから、落石・積雪・路面凍結等による通行障害に加え、行楽シーズンにおける頻繁な渋滞によって、緊急車両の通行にも深刻な影響を及ぼしています。

この一般国道 118 号・121 号に並行する会津縦貫南道路は、東日本大震災からの復興・創生を目的とした「第 2 期福島県復興計画」においては復興の基盤となる道路として、また、「ふくしま道づくりプラン」「福島県新広域道路交通計画」においては人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るための、広域的な道路ネットワークを構成する高規格道路として位置づけられております。それぞれの計画に基づき災害に強い交通・物流体系を構築することにより、災害時の物資・人員輸送の円滑化や、県土の復興・創生に寄与するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済活動の回復を支援するためにも、その早期整備が急務であります。

このような中、国から会津縦貫南道路 4 工区・湯野上バイパス（約 8.3 km）の令和 7 年度での開通見通しが公表されており今後、移動時間のさらなる短縮が可能となることから、定住の促進や商工業の活性化などによる賑わいと産業の創出、地域の特色を生かした着地型観光の推進や教育旅行誘致による交流人口の増加が見込まれるところです。

とりわけ令和 2 年 2 月には、会津若松市と日光市が観光振興に関する連携協定を締結した経過にあり、今後、「会津縦貫道」とあわせて「栃木西部・会津南道路」が東北圏と関東圏との広域観光など地域間交流の活性化へ向け、大きな役割を果たすことが期待されます。さらには、第 3 次医療施設への搬送時間短縮による救命率の向上につながる道路としての役割も期待されます。以上のことから「会津縦貫北道路」、「会津縦貫南道路」、さらに「栃木西部・会津南道路」を含めた 3 本の高規格道路について、早急に全線供用となるよう、下記の事項につきまして強く要望いたします。

記

1 会津縦貫南道路の早期整備について

- (1) 県施工事業の小沼崎バイパス（4工区）及び下郷田島バイパス（5工区）並びに国直轄権限代行事業の湯野上バイパス（4工区）について整備促進を図ること。
- (2) 会津縦貫北道路・会津縦貫南道路が令和4年4月1日に重要物流道路の候補路線として指定されたことから、物流の更なる円滑化等を図るため、未着手区間（2工区、3工区、6工区）の早期事業化を図ること。

2 若松北バイパスの早期整備について

会津縦貫北道路と会津縦貫南道路を接続する若松北バイパスについて、早期整備を図ること。

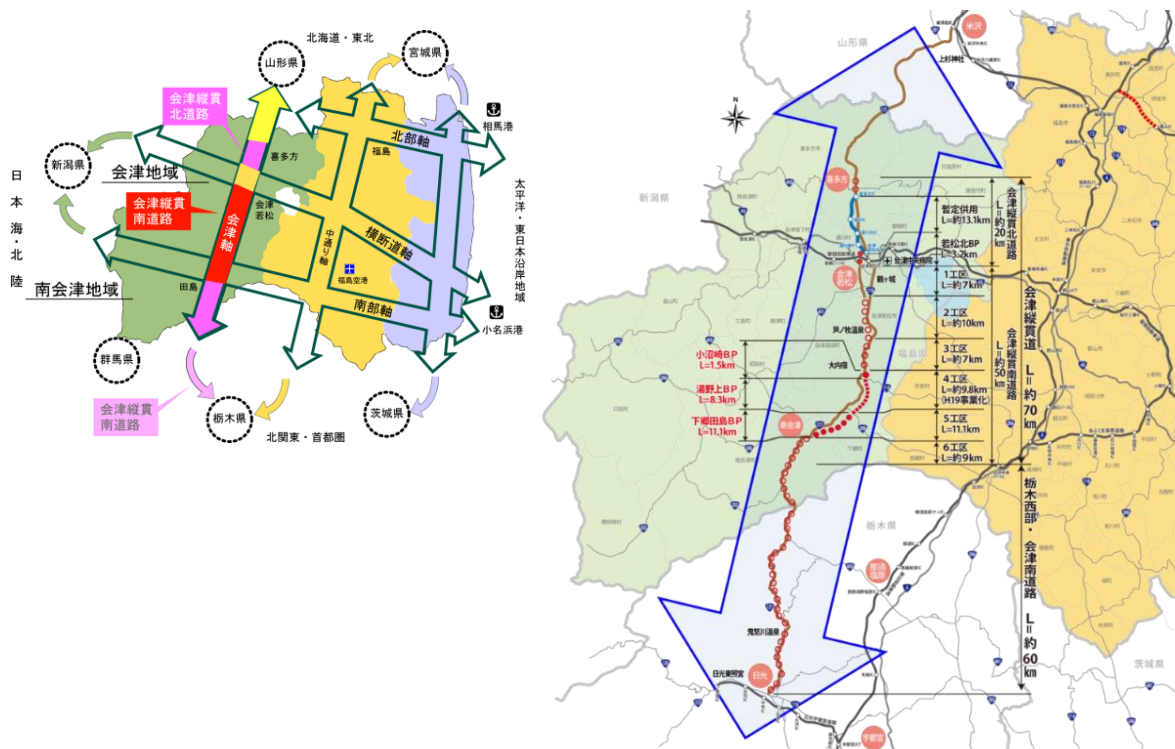
3 栃木西部・会津南道路の事業化について

「栃木西部・会津南道路」のうち、令和元年度に新規事業化された日光川治防災の整備を促進するとともに、残る区間についても早期に事業化し、「会津縦貫道」と一体的に整備促進を図ること。

4 会津縦貫北道路の完全4車線化について

暫定2車線で供用中の会津縦貫北道路について、さらなる利便性及び安全性向上のため4車線化の整備を図ること。

○地域高規格道路「会津縦貫道」及び「栃木西部・会津南道路」



八十里越（国道 289 号）の整備促進について

国道 289 号は、新潟県新潟市を起点とし、福島県只見町・南会津町・下郷町の南会津地方、さらに県南地方を貫き、いわき市へ達する横断道路であり、産業・経済上の重要な幹線道路であります。

平成20年9月21日には、同国道の甲子峠区間が供用開始となったことにより、南会津地方と県南地方が新たに結ばれ、経済・流通・観光等、非常に大きな効果をもたらしており、今後も幅広い交流ネットワークづくりが期待されております。

「八十里越」とは、新潟県三条市から福島県南会津郡只見町にかけての延長約20.8kmの峠越えの部分であり、現在、県境部が通行不能となっております。この通行不能区間を含む約11.8kmを国が直轄事業として整備しています。

現在、南会津郡只見町の住民にとって、最寄りの救命救急センターは会津中央病院（会津若松市）であり、搬送にはおよそ78分を要することから救急医療が問題となっておりますが、「八十里越」が開通（通行不能区間解消）すれば、同町と高度医療機関がある新潟県三条市が1時間圏域となり、救命率の大幅な向上につながります。

また、地域の雄大な自然や独自の歴史・文化は重要な観光資源であり、「八十里越」の開通により福島・新潟・関東圏を結ぶ周遊型・滞在型観光の推進が期待できることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 八十里越の整備促進について

八十里越の通行不能区間を早期に解消し、国道 289 号の全線開通を図ること。

2 国土強靱化の予算確保について

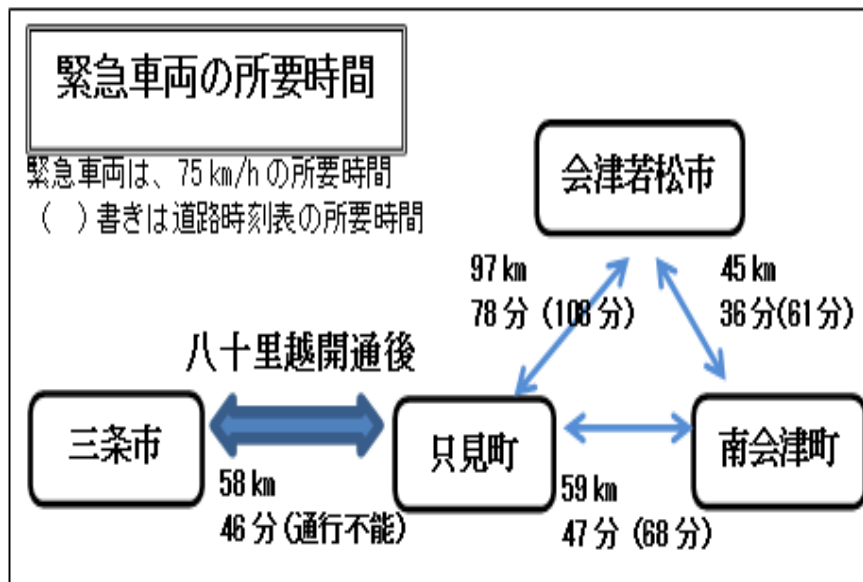
近年の激甚化・頻発化する災害に対応するべく、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するための、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し、計画的に事業を促進すること。

3 道路関係予算の確保について

災害の激甚化・広域化が進むなか、新潟・福島両地域を結ぶ八十里越の整備を停滞させないためにも、道路ネットワーク整備に必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、持続可能な維持管理を実現する予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、道路インフラメンテナンス費用を別枠として新たな財源の創出を図り、予算を将来的かつ安定的に確保すること。



(新潟県HPより転載)



地方財源の充実と確保について

市町村が地域住民のニーズに応え、福祉や教育など日常生活に欠かすことのできない行政サービスを提供し、地域の活性化を図るためには、地方財政の安定と拡充が必要不可欠であります。

しかしながら、大企業の集積が乏しく人口減少が進む会津地方においては、厳しい社会経済状況が継続しており、とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村税など税収面の低迷にも拍車がかかる一方で、少子・高齢化の進展により、社会保障関係費は増加の一途をたどっており、今後ますます厳しい財政運営を強いられるものと想定されます。

また、当地方では、降雪時の除排雪業務や除雪体制の維持等に係る費用、さらには、公共施設の老朽化や増え続ける空き家への対策費用などについても、市町村共通の大きな課題となっております。

さらに、ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰は、住民生活はもとより地方自治体の財政運営にも多大な影響を及ぼしており、先行きが不透明な状況が続いているところです。

つきましては、市町村行政において、少子・高齢化と人口減少が進む状況にあっても、安定的な財政運営が図られるとともに、急激な社会・経済情勢の変動にも的確に対応できるよう、下記の事項を強く要望いたします。

記

1 地方交付税について（総務省・財務省）

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響による税収の減少によって財政基盤が不安定化しないよう、地方交付税の所要額を確保し、国と地方の財源調整及び地方公共団体全体における財源保障の両機能の強化を図ること。
- (2) 医療、福祉、生活保護、子育て支援等の社会保障費の急激な増大と世界情勢の変化等に起因する物価高騰の影響により、地方負担も大幅に増大している現状を踏まえ、必要な財源を的確に把握し、地方交付税に反映させること。
- (3) 大都市圏と比較し地方では、税収等の財政力に大きな格差があることに加え、その中においても、小規模自治体では、医療や公共交通などの公的サービスや、就職先等の住民の選択肢についても周辺自治体との格差が生じている。

また、全国的な少子高齢化・人口減少についても、東京一極集中が是正されないなかには、地方、特に小規模自治体での影響が著しい。

そのため、普通交付税の算定にあたっては、「人口」を測定単位とする費目における補正係数の見直し等において、地方に配慮した財源措置を行うこと。

2 地方税源の充実について **(総務省・財務省)**

住民生活に直結する行政サービスに係る財政需要の急増に対応するため、地方消費税の拡充を図ること。

3 除雪にかかる財政支援の拡充について **(総務省・財務省・国土交通省)**

積雪の多い会津地方では、降雪時に速やかに除雪や排雪を行うためには多額の費用を要し、また、降雪量の少ない年でも、常時除雪体制を維持するために相当の費用が必要なことから、地域住民の安全・安心な生活を守るため除雪に係る財政支援を拡充すること。

4 公共施設等の老朽化対策について **(総務省・財務省)**

市町村における厳しい財政状況を踏まえ、計画的な施設の改修や設備の更新など公共施設等の長寿命化に向けた取組に係る財政支援を拡充すること。

また、財政力の低い地方自治体にとって、公共施設の更新といった大規模事業の償還金は後年度負担も大きく、現在の財政措置では不十分であることから、公共施設等適正管理推進事業債の交付税措置について財政力が低い地方自治体に手厚くすること。

5 「空き家対策」に関する財政支援等の拡充について **(総務省・財務省・国土交通省)**

特定空き家等の解消も含め、増加する空き家に対応する施策をより円滑に実施できるよう、空き家対策に要する費用等について、必要かつ十分な財政上の措置を講じること。

6 各種事務のデジタル化・システム整備に対する財政支援の拡充等について

(総務省・財務省)

行政事務のより一層の効率化に向けたデジタル化の推進に際しては、現在の地方における事務処理の実態を踏まえつつ、地方公共団体の財政負担が軽減されるよう、システムの構築や更新をはじめ、制度改正やバージョンアップに伴う改修等に対して十分な財政措置を講じること。

特に、住民の生命・財産を守る防災インフラのひとつである消防通信指令システムの経年経過に伴う更新・整備には多額の経費を要することから、国庫補助や起債の適償性について柔軟に取り扱うとともに、今後も確実な財政措置を講じていくこと。

7 新型コロナウイルス感染症対策に係る財政措置について **(総務省・財務省)**

新型コロナウイルス感染症対策については、これまで影響を受けてきた住民生活や地域経済の活性化に向けた取組を講じていくことが必要であることから、これまでの新型コロナウイルス感染症に関する財政負担はもとより、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費や、感染拡大に伴い大きな影響を受けた地域経済を回復するための各施策等に対し、確実に財政措置を講じること。

8 原油高騰・物価高騰対策に係る財政措置について **(総務省・財務省)**

ウクライナ情勢等に起因する世界的な原油高騰・物価高騰が長期化しており、住民生活に多大な影響を及ぼしていることから、物価高騰等に直面する地域住民の不安を解消するための対策や取組を十分に実施できるよう、原油高騰・物価高騰対策に関するすべての財政負担について、確実かつ継続的に財政措置を講じること。

- 9 過疎対策事業債の拡充並びに緊急防災・減災事業債の延長について(総務省・財務省)
- 過疎地域持続的発展計画に基づき、活力ある魅力的で暮らしやすいまちづくりの実現に努めておりますが、近年、要望額どおりの過疎対策事業債を借り入れることが出来ず、事業の進捗に支障をきたしていることから、十分な財源の確保を図ること。
- また、豪雨・台風災害など、近年、災害が頻発し激甚化する中において、消防・防災力を強化するために充当することができる「緊急防災・減災事業債」は、事業期間が令和7年度までとなっていることから、事業期間の延長を図ること。

道路の整備促進について

会津地方は多くの中山間地域を抱え、自動車交通へ大きく依存しています。

しかしながら、狭隘な道路が多く、さらに冬期は豪雪のため、たとえ幹線道路であっても車両の対向がままならないなど円滑な交通の確保が課題であります。

道路は社会、経済、生活を支える重要で基本となるインフラであり、道路の整備促進は、地域内の産業、経済の発展、さらには東日本大震災からの復興に大きく資するものであります。また、平成23年7月の新潟・福島豪雨災害、平成27年9月の関東・東北豪雨災害、さらに令和元年東日本台風災害の教訓を踏まえ、広域的な避難や緊急物資等の輸送の基盤となる災害に強い交通体系の形成が望まれております。

とりわけ広大な面積を有する当地方においては、主要道路の急勾配、急カーブが多く、救命救急センター（救急病院）へ1時間以内に到達することができない地域も数多く存在しており医療、緊急輸送ネットワークの強靱化に向けた道路整備の促進は、地域住民の切なる願いであります。

道路等のインフラ整備は、震災からの復興途上にある福島県全体の均衡ある発展の観点からも大変重要なものであり、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、あらゆる分野で住民の生活に深刻な影響が発生していることから、収束後の官民を挙げた経済活動回復に向け、道路の整備促進を図る必要があります。

さらに、令和4年8月3日からの大雨等により、福島県喜多方市と山形県米沢市を結ぶ重要な路線となっている国道121号「大峠道路」の山形県米沢市地内では、道路崩落が複数箇所が発生し、現在も片側交互通行となっていることから、早期復旧が必要となっています。

つきましては、生活を支える重要な基盤施設である道路の整備促進に向けて、下記の事項を要望いたします。

記

1 道路整備財源の確保について（国土交通省・財務省）

- (1) 地域経済の好循環をもたらす社会資本のストック効果を早期に実現させることに加え、県土の均衡ある発展や新型コロナウイルス感染症収束後における経済活動の回復等に向けた事業の推進を図るためにも地方の道路整備に係る財源が不足することのないよう、通常予算を大幅に確保すること。
- (2) 老朽化した地方道路等の施設整備、並びに市町村道の修繕、維持補修にかかる自治体支援等のための財源を確保すること。

2 国道121号「大峠道路」の早期復旧について

令和4年8月3日からの大雨等により被災した「大峠道路」の早期復旧に向けて、財源等も含めた対策を講じること。

社会資本総合整備事業の充実について

国土交通省の社会資本総合整備事業（社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）や補助事業は、国の予算内で交付されていることから、要望額が予算額をオーバーすると交付金等が一律減額されるため、事業費に財源不足が発生しています。

今後加速化するインフラの老朽化や防災・減災に配慮し、人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成を進めるとともに、ストック効果を高める道路の整備や、拠点となる地区への都市機能の集約等により生産性の向上を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 社会資本総合整備事業の予算確保について（国土交通省・財務省）

既に事業認可を得て、計画的に整備を行っている重要路線の道路改良事業や街路整備事業について、認可の計画に基づく事業の進捗が図られるよう、社会資本総合整備事業における予算確保に努めること。

2 事業採択について（国土交通省）

事業採択においては、事業内容を十分に考慮のうえ、計画性など内容を基に検討すること。

3 重点的支援措置について（国土交通省）

道路ネットワークの強化により地方創生に向け必要な社会資本整備への重点的支援に努めること。

4 国土強靱化の予算確保について（国土交通省）

近年の激甚化・頻発化する災害に対応し、災害に強い国土幹線道路ネットワーク等を構築するため、防災・減災、国土強靱化のための「5か年加速化対策」の予算を確保するとともに、着実に実施すること。

また、河川における洪水対策等の必要な国土強靱化予算について、令和6年度以降も制度構築や予算を確保すること。

原子力発電所事故に伴う風評被害対策について

東日本大震災、原子力発電所事故から 10 年以上が経過し、その間、NHK大河ドラマ「八重の桜」の放送、ふくしまデスティネーションキャンペーンの開催、「会津の三十三観音めぐり」の日本遺産認定、そして東武鉄道の新型特急による首都圏との直結運行開始など明るい話題とともに、事故後に落ち込んだ観光客数も回復傾向にあり、一見すると会津地方は事故前と変わらない状況を取り戻したかのように思われております。

しかしながら、ALPS 処理水の海洋放出の方針が示される中で風評の影響は根強く、教育旅行者数の来県に係る動向も不明瞭であり、さらに農産品価格など農業をはじめとする各分野への影響を未だに受けている状況にあり、その対策を継続して実施する必要があります。

また、令和 4 年 1 2 月には国の原子力損害賠償紛争審査会より、原子力発電所事故に伴う賠償基準である中間指針の第 5 次追補が決定、公表されました。自主的避難等による精神的被害については、自主的避難等対象区域だけでなく、全ての県民に共通しているものといえることから、指針の見直しに当たっては地域の分断を生まないような観点のもとより、被害実態に見合った適切な賠償措置とすることが必要です。

つきましては、下記の事項を要望いたします。

記

1 損害賠償措置の継続について（復興庁・経済産業省・財務省）

会津地方においては、依然として風評が払拭されていない現状にあることから、地域の現状を踏まえ、対象事業者等と十分協議を行い、柔軟に対応するとともに、被害が生じている間は賠償措置を廃止しないこと。

2 原子力損害賠償紛争審査会中間指針第 5 次追補について（復興庁・経済産業省）

- (1) 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
- (2) 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。

3 風評被害対策と財政支援について **（復興庁・経済産業省・財務省）**

風評の払拭は、日本国内はもとより世界に対しても行う必要があり、市町村でできる範囲を超えていることから、国が責任を持って今後も対策を講じること。

また、各市町村は、市町村復興支援交付金制度を始め各種制度を有効活用しながら、独自に風評被害対策に取り組んできた経過にあるが、農産物を始めとした地場産品や教育旅行においては、いまだに風評が払拭しきれていないため、継続した取り組みが必要な状況にあることから、風評被害対策を目的とした財政支援制度を確立すること。

4 農畜産物の販売促進支援について **（復興庁・経済産業省・農林水産省）**

農林畜産物について、会津地方は一丸となり地元農産物をはじめ特産物や畜産物の販促に努めていることから、国においても被災県の販売イベント等の開催について支援するとともに、各関係機関へ積極的な働きかけを行うこと。

5 観光への支援について **（復興庁）**

観光業について、地域資源を活かし会津地方が一体となって観光の振興に努めているが、風評被害は未だ払拭されてはいない。

特に、教育旅行者数の安定的な確保の観点からも、福島の実地体験の安全性の広報と誘客施策には国が積極的に支援し、福島が教育旅行の聖地となるような効果的な観光プロジェクト事業の展開を図ること。

企業誘致支援と金融対策支援について

地域未来投資促進法に基づき、会津地方においても地域の特性を生かした産業の振興と雇用の創出に全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、地方においては過疎化・高齢化の急速な進行により体力低下が著しく、全国の自治体が横並びで競争するような現制度では、産業基盤が強い地域と弱い地域の格差は拡大する一方であります。

企業誘致は地方の活性化や自治体の税財政基盤の強化に寄与することから、条件不利地域への配慮等、国策として産業の地方分散を促進することが肝要であると考えます。

また、地方の中小企業においては景気回復の実感がないまま、依然として厳しい経営を余儀なくされており、東日本大震災以降の新たな借入に加え、風評による影響を受けている中での原子力損害賠償の打ち切り、さらに新型コロナウイルス感染症拡大の影響など、経営に対する不安が尽きない状況にあり、中小企業の下支えとなる金融支援が望まれることから、下記の事項を要望いたします。

記

1 企業誘致支援について

- (1) 国内産業の地方分散促進を図るため、大都市への工場立地について制限（工場等制限法や工業再配置法の復活）を設けること。
- (2) 財政力が弱い自治体が行っている企業誘致制度等へ財政支援を講じること。
- (3) 復興特区法における農地転用許可等の手続きの特例は、津波被災地、原子力発電所周辺地域、地震による著しい被害のあった地域等に限定しているが、会津地方に進出する企業にも適用させ、県内の均衡した復興・再生に向けた支援を図ること。

2 金融対策支援について

- (1) 変化する社会情勢に対応し、中小企業が円滑な資金調達を行うために、状況に応じた保証制度の速やかな発令を実施すること。
- (2) 中小企業の経営改善を推進するため、今後も継続して金融円滑化の支援措置を講じること。

農業の振興について

農業は、単に食料の供給にとどまらず、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成等の多面的機能を有する重要な生命産業であり、世界の食料事情が深刻化する中、食料や農業生産資材の多くを海外に依存する我が国にとって、これらの安定的な確保とともに、食料自給率・自給力を高めていくことが喫緊の課題となっております。

一方、食の安全・安心への関心が高まり、国内産農作物の消費拡大や地産地消の機運も高まっているものの、若年層の農業離れや担い手不足、農業従事者の高齢化など農業を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に起因する主食用米の需要減少によって、コロナ禍前と比べ全国的に米価が下落しており、今後も人口減少等による需要減少傾向が継続すると見込まれ、米価下落が地域経済に深刻な影響を与えるだけでなく、稲作農家の営農意欲の減退は、離農や耕作放棄地の拡大に繋がりがねず、ひいては農地の荒廃による新たな土砂災害や鳥獣被害の増加も危惧されるところです。

つきましては、農業者の安定した生産と経営のため、下記の事項を要望いたします。

記

1 食料安全保障対策の強化について

世界的に食料の安定供給、食料安全保障の重要性が高まっているところであり、これらは国の基本的な責務であることから、先進国の中でも低水準にある我が国の食料自給率を向上させるため適地適作の視点に立った農産物の生産振興と国産農産物の生産基盤強化・消費拡大に積極的に取り組むこと。さらに、食料の安定供給や食料生産等に大きな支障が発生した場合に備え、農業生産資材等の調達先の多様化と備蓄の強化を図ること。

2 水田農業の経営安定化について

- (1) 米価下落の原因となっている過剰在庫を解消するため、国が主食用米の新たな消費拡大策を展開するほか、非主食用米への転換に向けた更なる支援や助成拡充を図ること。
- (2) 水田農業の経営安定化に向け、米の需給と価格の安定が図られるよう万全の対策を講じるとともに、水田活用の直接支払交付金の拡充・恒久化や米価下落等に対する収入保険制度やナラシ対策などセーフティネットの充実を図ること。
- (3) 令和6年度以降の飼料用米の多収品種の推進に向けて、種子注文の動向を捉え、種子の確保を確実なものにすること。

また、飼料用米に係る「ふるい下米」の取扱いについては、令和5年度より水田活用の直接支払交付金の交付対象から除く運用となることから、水稻に係る需給状況や現場の実態を踏まえて、従前の運用継続に向けた再検討を行うこと。

3 畑作物の本作化対策について

水田活用の直接支払交付金の見直しを受け、生産現場では将来の産地形成に向けた話し合いや取組に着手していることから、令和6年度以降も水田を畑地化して畑作物の本作化に向けた支援を継続するとともに、必要な予算を確保すること。

4 農業生産資材高騰対策について

- (1) ウクライナ情勢の長期化等により農業生産資材の更なる価格上昇が懸念されることから、肥料や輸入粗飼料等の農業生産資材の高騰に対応した新たなセーフティネット制度の創設を図ること。また、配合飼料価格が高止まりしている状況下においても実態に即した支援が講じられるよう配合飼料価格安定制度の見直しを行うこと。
- (2) 農業生産資材費全般の高騰の影響を受けている稲作農家の再生産確保に向けた支援として、肥料だけではなく生産資材全般の購入に対する助成制度を継続するとともに、生産者が各種制度を有効に活用できるよう、要件緩和や補償範囲の拡大など制度充実を行うこと。

5 農産物輸出・風評対策について

農産物の輸出に係る規制撤廃・数量拡大及び風評対策について、政府が一体となり、国全体で強力に推進すること。

6 農業農村整備事業の推進について

食糧の安定供給や農業生産性の向上の観点からは、ほ場整備や農道整備さらには老朽化した基幹水利施設や水管理システムの整備・更新は、維持管理費の軽減による安定した農業経営を図るためにも必要不可欠なことから、農業農村整備に係る十分な予算を確保すること。

7 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮について

多面的機能支払交付金については、農用地、水路、農道等、地域資源の適切な保全・管理に大変有効であり、地元からの期待も非常に大きく、今後も共同活動や長寿命化活動の増加が見込まれることから、本交付金の事業を着実に推進するため要望量に見合う予算を確保するとともに、速やかに交付すること。

また、活動組織の負担軽減を図るため、交付金事務の簡素化を図ること。

8 農業資源等を活かした交流人口の拡大について

地域の農林産物や気候風土、農村文化を生かした体験活動などを通じ、都市と農山漁村の交流人口の拡大を図り地域の活性化を進めるべく、都市住民や訪日外国人らによる農山漁村滞在の拡充に向けた施策を推進するとともに、地域の取組を支援すること。

9 新規就農者育成総合対策について

- (1) 新規就農者育成総合対策の活用による交付金給付の支援は、意欲ある新規就農者の初期段階の経営安定と地域農業の担い手確保・育成にあたり重要な制度であることから、認定新規就農者への交付及び継続交付対象者への満額交付に要する予算を確実に確保し、より多くの新規就農者が活用できるよう制度の安定化を図ること。
- (2) 令和5年度から「実質化された人・農地プラン」が「地域計画」に変更され、当該計画への位置付けが事業採択の要件になるものと推測されるが、地域計画の策定が困難な集落での就農希望者もいることから、上記採択要件の緩和措置を講じること。
- (3) 新規就農者育成総合対策経営発展支援事業について、過年度に経営を開始した認定新規就農者も対象となるよう検討すること。

10 地域農業を支える担い手への支援について

地域農業を支える担い手の育成・確保や経営体質の強化に向け、営農形態や規模等の段階に応じ、農業用機械・施設の整備に対する支援の充実を図るとともに、予算の確保に努めること。

1.1 「強い農業づくり総合支援交付金」の採択要件緩和について

会津食肉センターは、施設・設備の老朽化が著しく、新たな整備が必要な状況となっているが、国補助事業の対象外であることから、地域における基幹的な食肉処理施設であるにも関わらず整備ができない状況にある。

については、国補助事業の採択にあたり、地域の実状に即し施設整備を行うため単に県内食肉処理施設の再編を前提とせず、かつ1日当たりの処理能力に係る要件を緩和すること。

国営かんがい排水事業等の整備促進について

会津地方は、全国でも有数の米の産地であるとともに、風土に適合した野菜や果物などが高品質で生産される優良農業地帯であります。

これも、国営会津北部土地改良事業（昭和 48 年度から平成 3 年度）及び国営会津南部土地改良事業（昭和 52 年から平成 5 年度）などにより、頭首工や用水路等の基幹農業水利施設が整備され、農業生産性の向上と農業経営の安定化が図られたことによるものです。

しかしながら、両事業により整備された施設は、経年劣化により農業用水の安定供給に支障を来すとともに、施設の維持管理に多大な費用と労力を要していたことから、新たに国営かんがい排水事業として「会津南部地区(平成 27 年度から令和 6 年度予定)」及び「会津北部地区（平成 28 年度から令和 6 年度予定）」が事業採択され、既存の頭首工や用水路等の農業水利施設の更新等や既設小水力発電所の改修が進められております。

つきましては、施設の長寿命化を目的とした改修により、農業用水の安定供給と施設の維持管理経費の軽減を図るとともに、農業生産性の維持・向上と農業経営の安定化を図るため、一日でも早く事業が完了し、早期に整備効果が発揮されるよう下記の事項を要望いたします。

記

国営かんがい排水事業「会津南部地区」及び「会津北部地区」の計画的な事業促進と、令和 6 年度事業実施に必要な予算を確実に確保すること。

また、その他の国営かんがい排水事業等で整備した施設についても、施設の状況等を鑑み、長寿命化に向けた調査と対策を進めること。

森林の整備と林業の振興について

森林の持つ役割は、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を抑制することはもとより、洪水や渇水を防ぎ豊かな水を提供することなど、多面的であり都市部にもその恩恵が及んでいます。会津地方においても、総面積の約8割を森林が占めており、豊かな自然環境は住民生活に大きく貢献しています。

しかしながら、社会・経済状況の急激な変化により林業は減退し、担い手不足や高齢化、採算性の悪化により所有者の経営意欲は低下するなど、森林・林業を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。加えて伐採・再造林という林業のサイクルが成り立たず、山腹崩壊や倒木の発生により森林の機能（森林力）の低下が大きな問題となっています。

こうしたなか、国は新たな「森林・林業基本計画」において、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」を掲げ、森林を適正に管理し、林業・木材産業の持続性を高めながら成長・発展させることで、2050年カーボンニュートラルも見据えた豊かな社会経済の実現に向けた取組を推進していくことを示しています。このためには、地域が一体となり、森林整備や林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させた取組を進めていくことが必要不可欠ですが、これらの取組は単独自治体のみで進めるものではなく、広域的に取り組んでいくことによって、地域経済の活性化につながるものです。

一方、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化し、各地に甚大な被害が発生している状況を踏まえ、国土保全の観点から、森林の持つ防災減災機能を発揮させるため、適切な森林整備や治山対策を進めていく必要があります、森林の利用と保全とのバランスを保っていくことが重要です。

つきましては、このような地域の実情を勘案し、下記の事項を要望いたします。

記

1 森林整備の推進と林業の振興について（農林水産省・環境省）

- (1) 林業及び木材産業の持続的な発展のため、地域が一体となり、森林整備、林業振興及び木材のエネルギー利用を連携させ、林業採算性の向上と森林資源の永続的な循環を図る先進的な取組に対し、優先的かつ重点的な支援措置を講じること。
- (2) 地球温暖化防止、国土保全、水源涵養、景観形成など森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林整備事業や治山事業などへ必要な財源を確保すること。
- (3) バイオマスエネルギーの利用拡大に向けた総合的な取組を推進する観点から、木質バイオマスの需要拡大及び安定供給を進めるためのさらなる支援措置を講じること。

2 森林病虫害の防除について **（農林水産省）**

予防、駆除、樹種転換等の措置においても、マツクイムシやカシノナガクイムシによる被害対策を総合的に推進すること。

3 国産材の利用促進について **（農林水産省・環境省）**

- (1) 林道・作業道の整備促進を図り、国産材の安定供給を推進すること。
- (2) 国産材を使用した建築に対し、その費用の一部を支援するなどの財政措置を実施すること。

4 治山対策事業等の推進について **（農林水産省）**

会津地域の森林の多くは、急峻な地形や脆弱な地質の上に存していることに加え、梅雨、台風等による集中豪雨に見舞われやすい気象等の条件下にあることから、山地災害が発生している。

令和4年8月3日からの大雨時には、既設治山ダムを越えて土砂が流出し、生活道路や農地等に流れ込むなど、住民の生活を脅かす事態が発生した。

特に治山ダムにあっては、満砂によって溪岸の侵食防止や山脚の固定といった機能を発揮しているものの、施設の老朽化が進み、豪雨時には新たな浸食箇所等から土砂が流入するなど治山機能の低下が懸念される。

気候変動による災害が激甚化・頻発化している状況下において、地域住民の安全・安心な生活を確保するためにも早急な対策が必要であることから、治山ダムについて既存施設の点検を実施するとともに、点検結果に基づいた整備促進を図るなど、機能の維持・強化に努めること。

鳥獣被害対策に係る支援について

会津地方の中山間地域では過疎化や高齢化などの様々な要因が重なり、野生鳥獣の生息域が年々拡大傾向にあり、人間の生活域への出没が多くなっています。また、近年はツキノワグマやイノシシが平野部へ出没するなど大変深刻な状況にあり、住民は日常生活や農作業を安心して行うことができずに不安を抱えながらの生活を余儀なくされています。

このような中、国が実施する「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、会津地方ではイノシシによる被害が最も多く、農作物被害額のうち、イノシシによる被害額は全体額の約5割を占めている状況です。加えてニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害増加が危惧される状況にあります。

さらに、ニホンジカの侵入・被害は、会津地方南部から会津全域に拡大しており、尾瀬国立公園においては、ニッコウキスゲ等の希少な高山植物の食害も深刻な状況となっていたことから、環境省、林野庁、福島県において各種対策を講じており、一定の成果が出ている状況にありますが、引き続き連携しながら対応をしていく必要があります。

この野生鳥獣の生息数の増加及び生息域の拡大は、農林業被害や観光産業への影響等による経済的な損失にとどまらず、農業生産活動の低下や森林生態系の悪化を引き起こし、過疎化の進行に拍車をかけるものであり、これらを未然に防ぐための広域的かつ効果的な対策が喫緊の課題となっています。

つきましては、地域住民の安全・安心な生活の確保と農林業被害の軽減、更には中山間地域の振興を図るため、下記の事項を要望いたします。

記

1 鳥獣被害対策における抜本的対策の強化及び財源確保について

（農林水産省・環境省）

鳥獣被害の深刻化・広域化への対応は、自治体や地域住民での取組だけでは限界にきており、鳥獣被害防止対策の三本柱とされる被害防除、捕獲、生息環境管理それぞれに係る補助金・交付金について、十分な財源の確保と制度の拡充を図ること。

2 ニホンジカ及びイノシシ対策について（農林水産省・環境省）

ニホンジカの生息域は拡大する一方で、尾瀬国立公園では希少な高山植物の食害対策は引き続き必要な状況にあること、また、ニホンジカの侵入・被害が会津地方全域に拡大していることから、移動ルートや越冬地の解明を進め、森林整備等の森林生態系破壊や農作物被害への効果的な対策を支援すること。

また、イノシシについても生息域は拡大し、集落内や農地の掘り起こしなど生活環境被害や農作物被害が急速に増加しているほか地域住民や観光客が襲われるなど人身被害も発生していることから、早急に効果的な対策を支援すること。

3 捕獲圧の強化について **（農林水産省・環境省）**

イノシシ及びニホンジカの生息域は拡大傾向にあり、一層の捕獲圧の強化が必要であることから、狩猟免許取得等を希望する者の支援をすると共に、捕獲活動を適切に行うことが出来る人材の育成支援を長期的かつ継続的に行い、被害防止対策を実施する担い手の確保に努めること。

4 国立公園内の刈り払いについて **（農林水産省・環境省）**

ツキノワグマの生息域は拡大し、磐梯朝日国立公園内の集落や生活道路、遊歩道、登山道での目撃が相次いでいることから、地域住民や観光客の安全・安心を確保するためにも、国立公園内の誘引木の伐採や刈り払いについて、制度面での柔軟な措置を講じること。

5 鳥獣被害防止総合対策交付金の十分な予算確保と早期の交付決定について

（農林水産省・環境省）

市町村が計画する対策を年度当初から速やかに実施することで、より効果的な鳥獣被害対策が可能となることから、鳥獣被害防止総合対策交付金について要望額どおりの交付及び早期の交付決定を実施すること。

6 森林整備の充実強化について **（農林水産省・環境省）**

人との生活圏と隣接している森林について、緩衝帯整備等の鳥獣対策を目的とした森林整備を継続的に支援すると共に、鳥獣対策の観点から、樹木の伐採や下草刈り等の適切な維持管理を計画的かつ継続的に実施し、鳥獣の生息場所や移動経路となることの防止に努めること。

8 野生鳥獣肉（ジビエ）の出荷制限等の解除条件の見直しについて

（農林水産省・厚生労働省）

本県の野生鳥獣肉（ジビエ）は、県域を原則として、出荷制限等が継続している。

原子力災害対策本部により「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」の見直しを行っているが、更なる検証を行い、解除区域及び条件の検討を行うこと。

9 捕獲報奨金制度の支援強化について **（農林水産省・厚生労働省）**

原発事故に伴う野生鳥獣肉（ジビエ）に関する出荷・消費等の制限などの本県特有の事情により、捕獲した鳥獣の食肉利用の観点では、他県に比して圧倒的に不利な状況下にあるため、捕獲従事者の捕獲意欲の低下が発生しないよう、制限が解除されるまでの間、県内市町村に対する例外的な捕獲報奨金の上乗せ制度等を創設し、他県の捕獲従事者の受益状況との格差是正を図ること。

野生きのこの出荷制限解除について

東京電力福島第一原子力発電所から遠く離れている会津地方においても、野生きのこの出荷制限が継続しており、風評被害に止まらず事故に起因する直接的な被害は未だ解決されておられません。

特に、会津地方の中山間地域において「野生きのこ」は秋の旬を代表する食材であり、貴重な観光資源でもあります。令和3年3月に検査方法のガイドラインが一部見直され、マツタケに限り非破壊検査機器によるモニタリング検査の実用化が示されたところではありますが、他の多くのきのこは、「野生きのこ」と一括りに出荷制限されていることにより、観光資源として活かすことが出来ない状況にあります。

加えて、会津地域では、指標値 50 ベクレルを超える原木林も未だ見受けられ、きのこ原木の生産についても停止している状況にあります。

全国でも有数の出荷量を誇ったきのこ原木生産地の再生と安全なきのこ原木林を次世代に引き継ぐため、原木林の再生は、地域振興にとっても必要不可欠な事業で1 野生きのこの出荷制限解除について

マツタケについては、非破壊検査機器により基準値を下回ることが確認された場合は出荷ができるよう制度が改正されたが、主要な野生きのこ・山菜についても同様に簡易な検査を行って出荷できるようにすること。

また、検査体制の構築にあたっては、当地方において県の検査機関として整備すること。

2 林産物のモニタリング検査のあり方について

地域の貴重な観光資源である野生きのこや山菜については、安全性の確認を徹底しながら、これまでの検査結果を踏まえ、負担軽減に向けモニタリング検査のあり方について見直しを図ること。

3 広葉樹林再生事業の継続実施について

次世代のきのこ原木林再生のため、本事業を令和6年度以降も継続すること。

福祉分野（医療・介護・保育）における処遇改善 及び人材養成・確保について

少子・高齢化の進行等により、ますます福祉分野（医療・介護・保育）に対するニーズの増大・多様化が見込まれます。その増大・多様化するサービスを利用者本位の質の高い各種サービスとして提供するためには、医療・介護・保育の現場で働く、看護師・介護福祉士・保育士などの人材の養成と確保が欠かせません。

また、新型コロナウイルス感染症対応に関し、看護師などの医療関係者や、介護職員、保育士などのエッセンシャルワーカーの勤務はこれまで以上に過酷なものとなっています。

この状況に対しては、一定程度の賃金水準の引き上げが行われることとなった一方で、これら福祉分野の職場を取り巻く環境は非常に厳しく、新規就学者の減少や高い離職率と相まって常態的に求人募集が生じており、ニーズに的確に対応できる人材の養成と安定的な確保が喫緊の課題となっていることから、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 福祉分野（医療・介護・保育）におけるエッセンシャルワーカーの処遇改善と財源の確保について
 - (1) 看護職員の処遇改善については、令和4年10月以降は診療報酬で対応することとされました。

そのため、診療報酬改定で対応した場合、国民健康保険の保険者及び被保険者に更なる負担を求めることとなることから、両者の財政負担軽減が図られるよう国の責任において国が負担すること。
 - (2) 介護職員の処遇改善・給与水準等の全体的な引き上げを図ること。

なお、処遇改善・給与水準等の引き上げ分については、介護保険料、介護サービス利用料の負担増とならないよう国の責任において国が負担すること。
 - (3) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善については、令和4年10月以降、公定価格が改定され賃金が引き上げされたところであるが、公定価格の見直しに係る賃金引き上げ上乗せ分については、地方の負担とならないよう、国の責任において国が負担すること。

2 福祉分野（医療・介護・保育）における人材の養成と確保への対策として、下記事項に取り組むこと。

- (1) 専門学校等福祉分野への就学援助、及び就職後における研修等の機会の確保並びに費用負担による支援を図ること。
- (2) 若年層から魅力ある仕事として評価され、選択されるために、中学校及び高校などの授業で福祉の必要性を取り上げ、地域福祉を支えることのやりがいや誇りなどを感じられる機会を設けること。
- (3) 就職後における離職を防止するため、就職前に雇用者と求職者との相互理解がなされるよう、公共職業安定所においてマッチングの徹底に努めること。

再生可能エネルギー発電事業に係る系統増強のための支援について

政府は2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル宣言」を行い、福島県においては、2040年頃を目途に県内エネルギー需要の100%以上に相当するエネルギーを再生可能エネルギーから生み出すという目標を掲げるなど、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーに係る取組は、地球温暖化防止やエネルギーの自給率向上に欠かせないだけでなく、雇用や経済循環の創出など、地域の振興や活性化の観点からも大変重要な事業となっています。

このような中、会津地方においては現在、系統への接続のためのアクセス線の敷設等に莫大な費用が必要となるため、建設計画の断念や延期を余儀なくされているとの声が寄せられており、地域への再生可能エネルギー導入が進まない状況にあります。

また、会津地方においては、現在、ごみ焼却処理施設の新たな整備を進めている一部事務組合があり、当該施設整備は国の「循環型社会形成推進交付金」の対象とされている一方で、電気事業者による系統連系の一連の手続・プロセスに時間を要するほか、費用負担の算定が困難となることなどが円滑な事業進捗を阻害する要因となっております。

つきましては、会津地方においてエネルギーの地産地消による地方創生を図り、さらに2050年までにカーボンニュートラルを達成することは重要な責務であると捉えていることから、再生可能エネルギー導入のための環境整備として系統の運用に関し、下記の事項を要望いたします。

記

- 1 系統の増強推進、費用負担に係る財政支援等について
 - (1) 系統連系に必要な系統の容量確保のため、系統増強を国や県が主導して推進すること。
 - (2) 系統連系に必要な発電事業者及び一般送配電事業者が負担すべき費用に対する財政支援を行うこと。